

和 調 第 1 4 0 号
和 水 経 第 5 2 6 号
平成 2 1 年 1 月 1 4 日
(2 0 0 9 年)

業 者 各 位

和歌山市財政局財政部調達課長
和歌山市水道局経営管理部経理課長

競争入札参加資格審査における追加申請方法の変更について（お知らせ）

このことについて、和歌山市（和歌山市水道局を含む。）が発注する物品又は役務の調達等に係る入札に参加を希望される場合の追加申請方法を随時の申請による受付に変更しますのでお知らせします。

1 随時受付審査の内容

- (1) 定期申請の翌年及び翌々年にそれぞれ競争入札参加有資格者名簿を一度だけ更新していたため、最大で約1年間登録することができなかった従来事例が、随時の申請による受付を行うことにより、年度の途中で登録することができるようになります。
- (2) 競争入札参加有資格者名簿は、4か月に一度更新することとします。
- (3) 定期申請以外の随時申請において、1月15日、5月15日、9月15日までに申請のあった者は、翌月1日から競争入札参加有資格者名簿に登録することができます。ただし、15日が休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び日曜日並びに土曜日をいう。以下同じ。）になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日までに申請のあった者を翌月1日から競争入札参加有資格者名簿に登録することとします。
- (4) 持参により申請することとし、郵便、信書便又は電送による申請は受け付けません。

2 申請及び登録期間の参考例

別紙のとおり

3 実施時期

平成21年1月16日以降随時

(注) 西暦年数が3で整除できる年の定められた期間に申請を行い、審査を受けて競争入札参加有資格者名簿に登録する申請のことを定期申請といい、定期申請を行った翌年及び翌々年の定められた期間に申請を行い、審査を受けて競争入札参加有資格者名簿に追加登録する申請のことを追加申請といいます。

別紙（参考例2）

申 請 期 間		有 効 期 間	審 査 基 準 日
①	平成21年1月16日から平成21年5月15日まで	平成21年6月1日から平成22年9月30日まで（1年4か月）	平成20年12月1日
②	上記①に係る申請の受付終了日の翌日から平成21年9月15日まで	平成21年10月1日から平成22年9月30日まで（1年）	平成21年4月1日
③	上記②に係る申請の受付終了日の翌日から平成22年1月15日まで	平成22年2月1日から平成22年9月30日まで（8か月）	平成21年8月1日
④	上記③に係る申請の受付終了日の翌日から平成22年5月15日まで	平成22年6月1日から平成22年9月30日まで（4か月）	平成21年12月1日
定期申請（競争入札参加有資格者名簿の作成）・・・全業者対象 （平成22年度（西暦2010年度）定期受付審査）		平成22年10月1日から平成25年9月30日まで（3年）	平成22年4月1日
①	定期申請の受付終了日の翌日から平成23年1月15日まで	平成23年2月1日から平成25年9月30日まで（2年8か月）	平成22年8月1日
②	上記①に係る申請の受付終了日の翌日から平成23年5月15日まで	平成23年6月1日から平成25年9月30日まで（2年4か月）	平成22年12月1日
③	上記②に係る申請の受付終了日の翌日から平成23年9月15日まで	平成23年10月1日から平成25年9月30日まで（2年）	平成23年4月1日
④	上記③に係る申請の受付終了日の翌日から平成24年1月15日まで	平成24年2月1日から平成25年9月30日まで（1年8か月）	平成23年8月1日
⑤	上記④に係る申請の受付終了日の翌日から平成24年5月15日まで	平成24年6月1日から平成25年9月30日まで（1年4か月）	平成23年12月1日
⑥	上記⑤に係る申請の受付終了日の翌日から平成24年9月15日まで	平成24年10月1日から平成25年9月30日まで（1年）	平成24年4月1日
⑦	上記⑥に係る申請の受付終了日の翌日から平成25年1月15日まで	平成25年2月1日から平成25年9月30日まで（8か月）	平成24年8月1日
⑧	上記⑦に係る申請の受付終了日の翌日から平成25年5月15日まで	平成25年6月1日から平成25年9月30日まで（4か月）	平成24年12月1日
定期申請（競争入札参加有資格者名簿の作成）・・・全業者対象 （平成25年度（西暦2013年度）定期受付審査）		平成25年10月1日から平成28年9月30日まで（3年）	平成25年4月1日
以 降 の 申 請 に つ い て は 、 上 記 の 例 に よ る も の と し ま す 。			

※随時申請に係る要領等については、和歌山市ホームページに掲載します。（有効期間の別で随時更新します。）

※1月15日、5月15日、9月15日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日までとします。

※受付終了日の翌日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日からとします。

※定期申請の受付期間、申請要領等は未確定のため、決定次第、和歌山市ホームページに掲載することによりお知らせします。